

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(令和7年8月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響により業績が悪化している市内の中小企業者の経営を支援するため、予算の範囲内において各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社又は主たる事業所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）であること。

(2) 次のいずれかの基準を満たす者であること。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に規定する経済産業大臣が指定する業種（以下「指定業種」という。）に属する事業（以下「指定事業」という。）のみを行う者であって、最近3か月の売上高が令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して5パーセント以上減少しているものであること。

イ 指定事業及び指定業種に属さない事業（以下「非指定事業」という。）を行う者であって、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近3か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高がそれぞれ令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して5パーセント以上減少しているものであること。

ウ 指定事業のみを行う者（業歴が3か月以上1年3か月未満の者に限る。）であって、最近1か月の売上高が当該月の直前3か月の月平均売上高に比して5パーセント以上減少しているものであること。

エ 指定事業及び非指定事業を行う者（業歴が3か月以上1年3か月未満の者に限る。）であって、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近1か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高がそれぞれ当該月の直前3か月の月平均売上高に比して5

パーセント以上減少しているものであること。

オ 指定事業のみを行う者であって、最近3か月の月平均売上高営業利益率が令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して20パーセント以上減少しているものであること。

カ 指定事業及び非指定事業を行う者であって、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近3か月の指定事業及び中小企業者全体の月平均売上高営業利益率がそれぞれ令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して20パーセント以上減少しているものであること。

キ 指定事業のみを行う者であって、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 最近1か月の売上原価に対する原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の仕入額の割合が20パーセント以上であること。

(イ) 最近1か月の原油等仕入単価が令和4年、令和5年又は令和6年の同月に比して20パーセント以上上昇していること。

(ウ) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が(イ)において比較対象とした年度の同期における割合を上回っていること。

ク 指定事業及び非指定事業を行う者(最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20パーセント以上を占めている者に限る。)であって、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 最近1か月における指定事業及び中小企業者全体の売上原価に対する原油等の仕入額の割合がそれぞれ20パーセント以上であること。

(イ) 最近1か月における指定事業の原油等仕入単価が令和4年、令和5年又は令和6年の同月に比して20パーセント以上上昇していること。

(ウ) 最近3か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高に占める原油等の仕入額の割合がそれぞれ(イ)において比較対象とした年度の同期における割合を上回っていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、別表左欄に掲げる事業とする。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金の交付を受け、又は交付の申請をしている事業を除く。

2 前項の補助事業は、令和8年3月10日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる事業につき、同表右欄に掲げるものとする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を超えることができない。

2 同一の者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 物価高騰の影響による売上高減少の申告書（様式第3号又は様式第4号）、物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書（様式第5号）又は物価高騰の影響による仕入価格上昇の申告書（様式第6号）

(3) 各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書（様式第7号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第6条第1項第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする補助事業者は、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第9号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日（第8条第1項の規定による補助事業の変更をしたときは、同条第2項の規定による市長の承認を受けた日）から起算して30日を経過する日又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金実施報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の支払関係を証明できる書類

（2）補助事業により設置した設備等及び設置状況が分かる写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

補助事業	補助対象経費
広告宣伝に関する事業	(1) 新聞、雑誌（フリーペーパーを含む。）、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費 (2) チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
省エネルギー機器の導入に関する事業	(1) 高効率空調設備の導入に要する経費 (2) LED照明機器の導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
商品開発に関する事業	(1) 新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費 (2) 新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
販路開拓に関する事業	(1) インターネット販売の追加及び強化に要する経費 (2) 企業展への出展に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
人材育成・確保に関する事業	(1) 従業員のスキルアップのための研修に要する経費 (2) 就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費

<p>経営再建・事業継続に関する事業</p>	<p>(1) コンサルティングに要する経費 (2) 事業の継続、承継及び転換に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>生産性向上に関する事業</p>	<p>(1) 生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に要する経費 (2) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>売上原価の抑制に関する事業</p>	<p>(1) 外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費 (2) 原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>災害対策に関する事業</p>	<p>(1) 災害用備品購入に要する経費 (2) その他市長が適当と認める経費</p>

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
交付申請書

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、必要な書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容 事業計画書のとおり

2 補助対象経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 添付書類

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）物価高騰の影響による売上高減少の申告書（様式第3号又は様式第4号）、物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書（様式第5号）又は物価高騰の影響による仕入価格上昇の申告書（様式第6号）

（3）各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書（様式第7号）

（4）その他市長が必要と認める書類

5 連絡先

担当者 (書類作成者)	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

裏面に続きます。

6 その他参考事項

交付決定通知書、確定通知書等の補助金の交付に係る通知書への公印の省略について承諾します。（省略の目的：通知書到着期間短縮等の事務効率化）

※にチェック（）を入れた場合のみ、公印を省略します。

公印の省略に承諾した方で次を希望する場合、チェック（）を入れてください。

補助金の交付に係る通知書を電子データで受け取ることを希望します。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

申請者の名称	
代表者の役職・氏名	
所在地	
資本金額	
従業員数	
事業概要 ア. 事業内容 イ. 特徴	

2 事業計画

補助対象事業	<input type="checkbox"/> 広告宣伝 <input type="checkbox"/> 省エネ機器導入 <input type="checkbox"/> 商品開発 <input type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 人材育成・確保 <input type="checkbox"/> 経営再建・事業継続 <input type="checkbox"/> 生産性向上 <input type="checkbox"/> 売上原価抑制 <input type="checkbox"/> 災害対策 該当するものすべてにチェックをしてください。
事業実施 スケジュール	年 月 ～ 年 月
事業の内容	

※ 今回の補助事業でどのような事業を行うのか、補助事業の導入によりどのような効果が期待されるのかについて記入してください。図や表を用いながらの記載でも結構です。

3 経費明細

補助対象経費積算明細表

(単位：円)

補助対象 事業	内容	数量		補助事業に 要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付 申請額
		数	単位			
合計						

- (注) 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。
 2 補助金交付申請額は補助対象経費の合計金額に、補助率1/2を乗じた金額を記載してください。
 3 補助金交付申請額は、1,000円未満を切り捨ててください。
 4 補助金交付申請額の上限は10万円とします。
 5 経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください。

4 補助事業の財源経費

財源区分	収入科目	金額
	自己資金	
	各務原市補助金	
	借入金	
	その他	
	合計	

物価高騰の影響による売上高減少の申告書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 所在地
 名称
 代表者の役職
 代表者氏名

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記入し、当該業種が複数ある場合には、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記入すること。

記

- 1 事業開始年月日 _____ 年 月 日
- 2 売上高
- A：最近3か月の売上高（ _____ 年 _____ 月 ～ _____ 年 _____ 月） _____ 円
- （指定業種のみ） _____ 円
- B：Aに対応する令和4年、令和5年又は令和6年の同期の売上高
 （ _____ 年 _____ 月 ～ _____ 年 _____ 月） _____ 円
- （指定業種のみ） _____ 円
- 減少率 _____ %
- $\frac{B-A}{B} \times 100$ _____ %
- （指定業種のみ） _____ %

※企業全体の売上高及び減少率を記入すること。指定業種及び非指定業種を兼業している場合においては、指定業種のみ売上等及び減少率も記入すること。

- 3 最近3か月における企業全体の売上高に占める指定業種のみ売上高の割合（兼業の場合のみ記入）
- a：企業全体の売上高 _____ 円
- b：指定業種のみ売上高 _____ 円
- 割合（b/a） _____ %

物価高騰の影響による売上高減少の申告書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 所在地
 名称
 代表者の役職
 代表者氏名

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記入し、当該業種が複数ある場合には、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記入すること。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 売上高
 A：最近1か月の売上高（ _____ 年 _____ 月） _____ 円

(指定業種のみ)の売上高 _____ 円
 B：Aの直前3か月の月平均売上高（ _____ 年 _____ 月～ _____ 月） _____ 円

(指定業種のみ)の売上高 _____ 円

減少率 _____ %

$\frac{B-A}{B} \times 100$ (指定業種のみ)の減少率 _____ %

※企業全体の売上高及び減少率を記入すること。指定業種及び非指定業種を兼業している場合においては、指定業種のみ)の売上高及び減少率も記入すること。

3 最近1か月における企業全体の売上高に占める指定業種のみ)の売上高の割合（兼業の場合のみ記入）

a：企業全体の売上高 _____ 円

b：指定業種のみ)の売上高 _____ 円

割合（b/a） _____ %

物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 所在地
 名称
 代表者の役職
 代表者氏名

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記入し、当該業種が複数ある場合には、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記入すること。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率
 A：最近3か月の月平均売上高営業利益率（ _____ 年 月 ～ _____ 年 月） _____ %

（指定業種のみ）の月平均売上高営業利益率 _____ %

B：Aに対応する令和4年、令和5年又は令和6年の同期の月平均売上高営業利益率
 （ _____ 年 月 ～ _____ 年 月） _____ %

（指定業種のみ）の月平均売上高営業利益率 _____ %

減少率 _____ %

$\frac{B - A}{B} \times 100$ (指定業種のみ)の減少率 _____ %

※企業全体の月平均売上高営業利益率及び減少率を記入すること。指定業種及び非指定業種を兼業している場合においては、指定業種のみ）の月平均売上高営業利益率及び減少率も記入すること。

3 最近3か月における企業全体の売上高に占める指定業種のみ）の売上高の割合（兼業の場合のみ記入）

a：企業全体の売上高 _____ 円

b：指定業種のみ）の売上高 _____ 円

割合（b / a） _____ %

物価高騰の影響による仕入価格上昇の申告書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 所在地
 名称
 代表者の役職
 代表者氏名

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記入し、当該業種が複数ある場合には、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記入すること。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 ①原油等の仕入額が売上原価に占める割合

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{依存率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \quad \%$$

（指定業種のための依存率） _____ %

C：最近1か月の売上原価（ _____ 年 月） _____ 円

（指定業種のための売上原価） _____ 円

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入額 _____ 円

（指定業種のための仕入額） _____ 円

②指定業種における原油等の仕入単価の上昇

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{上昇率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \quad \%$$

E：最近1か月における原油等仕入単価（ _____ 年 月） _____ 円

e：Eに対応する令和4年、令和5年又は令和6年の同期の仕入単価
 （ _____ 年 月） _____ 円

裏面に続きます。

③製品等価格への転嫁の状況

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P \qquad \frac{P}{=} \underline{\hspace{10em}}$$

(指定業種のための製品等価格への転嫁の状況) $\frac{P}{=} \underline{\hspace{10em}}$

A : 最近3か月の原油等の仕入額

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

(指定業種のための仕入額) _____ 円

a : Aに対応する令和4年、令和5年又は令和6年の同期の原油等の仕入額

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

(指定業種のための仕入額) _____ 円

B : 最近3か月の売上高

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

(指定業種のための売上高) _____ 円

b : aにおいて比較対象とした期間の売上高

(年 月 ~ 年 月) _____ 円

(指定業種のための売上高) _____ 円

※企業全体の売上原価、仕入額及び売上高を記入すること。指定業種及び非指定業種を兼業している場合においては、指定業種のための売上原価、仕入額及び売上高も記入すること。

3 最近1か月における企業全体の売上原価に占める指定業種のための売上原価の割合（兼業の場合のみ記入）

a : 企業全体の売上原価 _____ 円

b : 指定業種のための売上原価 _____ 円

割合 (b / a) _____ %

様式第7号（第6条関係）

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書

私（中小法人等・個人事業者等）は、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次のことを誓約及び同意します。

（以下に☑及び記入をしてください。）

- 1 各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱を確認し、交付要件を満たしています。
- 2 補助対象経費について、国、他の地方公共団体等から補助を受けていません。
- 3 申請内容について、事実と相違ありません。虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、補助金を返還するほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があることに同意します。
- 4 私又は私が代表を務める団体等は、暴力団等（各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。）ではありません。
- 5 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- 6 各務原市税務担当課に市税等の課税及び納付状況について照会を行うことに同意します。

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所（本店所在地）

法人名（屋号）

代表者役職・氏名

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金については、次のとおり決定しましたので、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

審査結果	交 付 不 交 付
交付決定金額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 3 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。 5 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年後以後5年間（処分の制限を受ける財産がある場合は、5年経過後、財産処分が完了する日又は上記3ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで）保存すること。
不交付の理由	

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業について、
下記のとおり内容を（変更・中止・廃止）したいので、各務原市中小企業者等物価高
騰対策支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

区分	変更	中止	廃止
理由 及び 変更内容			
既交付決定額			円
変更後の交付申請額			円

添付書類

- （1）変更後の補助対象経費額のわかる書類（見積書など）
- （2）その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で承認申請がありました補助事業の内容の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり決定しましたので、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

審 査 結 果	承認	不承認
既 交 付 決 定 額		円
承認後の交付決定額		円
不 承 認 の 理 由		

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
実施報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了した
ので、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容 (別紙) のとおり
- 2 補助金交付申請額 _____円
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象経費の支払関係を証明できる書類
 - (2) 補助事業により設置した設備等及び設置状況がわかる写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

4 連絡先

担当者 (書類作成者)	所属・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

(別紙)

1 事業結果

補助対象事業	<input type="checkbox"/> 広告宣伝 <input type="checkbox"/> 省エネ機器導入 <input type="checkbox"/> 商品開発 <input type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 人材育成・確保 <input type="checkbox"/> 経営再建・事業継続 <input type="checkbox"/> 生産性向上 <input type="checkbox"/> 売上原価抑制 <input type="checkbox"/> 災害対策 該当するものすべてにチェックをしてください。
事業実施 スケジュール	年 月 ～ 年 月
事業の内容	

※ 今回の補助事業でどのような事業を行ったのか、補助事業の導入によりどのような効果が得られたのかについて記入してください。図や表を用いながらの記載でも結構です。

2 経費明細

補助対象経費積算明細表

(単位：円)

補助対象 事業	内容	数量		補助事業に 要した経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付 申請額
		数	単位			
合計						

- (注) 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。
 2 補助金交付申請額は補助対象経費の合計金額に、補助率1/2を乗じた金額を記載してください。
 3 補助金交付申請額は、1,000円未満を切り捨ててください。
 4 補助金交付申請額の上限は10万円とします。
 5 経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください。

3 補助事業の財源経費

財源区分	収入科目	金額
	自己資金	
	各務原市補助金	
	借入金	
	その他	
	合計	

様式第12号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
確定通知書

年 月 日付けで実施報告のありました補助事業については、審査の結果、
下記のとおり確定しましたので、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者の役職
代表者氏名

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金
交付請求書

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関名 (該当する名称の□に ☑を記入)		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 金庫					
		<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 農協					
支店名 (該当する名称の□に☑ を記入)		<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 出張所				
		<input type="checkbox"/> 本所	<input type="checkbox"/> 支所					
		※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です。						
預金種類 (該当する種類の□に☑ を記入) 口座番号	<input type="checkbox"/> 1. 普通	<input type="checkbox"/> 2. 当座						
口座名義	(フリガナ)							